

小規模事業者経営改善資金 マル経融資（無担保・無保証人・低利＋利子補給）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は小規模事業者を対象とした日本政策金融公庫の融資制度で、商工会議所の推薦を受けることにより、無担保・無保証人・低利での利用が可能となるものです。

新型コロナウイルス感染症により売上が5%以上減少した小規模事業者には、資金繰り支援のための特例措置（別枠1,000万、当初3年間、通常貸付金利から▲0.9%、据置延長）あり。

また、笠岡市からの利子補給制度活用で3年間の金利が1/2、コロナウイルス特例措置による別枠マル経に対しては3年間の金利全額が補給されます。

①ご融資額 **2,000万円以内**
※コロナ対策 別枠1,000万円

②返済期間
運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
**※コロナ対策 運転資金の据置期間3年以内に延長
設備資金の据置期間4年以内に延長**

③利 率 年1. 21%（R2.4月現在）



笠岡市の利子補給制度により36回まで1/2補助
コロナ対策は36回までの全額補助

年0. 605%（実質金利）

※コロナ対策 年0%（実質金利）



④マル経をご利用いただける方

- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）であること。
- ・原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けていること。
- ・最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること。
- ・所得税、法人税、事業税又は都道府県民税や市町村民税（均等割を含みます）をすべて完納していること。
- ・商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと。

※審査によりご希望に添えない場合もございます。

※コロナ対策の特例措置の場合は、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している事業者の方が対象となります。

⑤笠岡市小規模事業者経営改善資金利子補給のご利用について

- ・市内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- ・市税を完納していること。
- ・規則第18条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないこと。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

【お申込み・お問合せ】

笠岡商工会議所（指導課）TEL 0865-63-1151
笠岡市役所（商工観光課）TEL 0865-69-2147